

令和元年 12 月 24 日

住宅局 建築指導課

建築基準法に基づく構造方法等の大臣認定に関するサンプル調査の結果
～ 206 件中 5 件で大臣認定仕様への不適合があり、必要な対応を指示～

- 国土交通省では、建築基準法（以下「法」という。）に基づく構造方法等に係る国土交通大臣認定^{※1}（以下「大臣認定」という。）を取得している防火設備、コンクリート等について、平成 20 年度からサンプル調査を実施しています。
- このたび、206 件の大臣認定を調査したところ、5 件（5 事業者）で大臣認定不適合が判明しました。うち 4 件（4 事業者）では、法の要求性能を満たしていない、または満たしていないおそれのある製品が出荷されました。
- これらの不適合品が法の規制対象箇所に使用された場合には法違反となるため、5 事業者から、不適合品の出荷先を特定して所有者等に説明するとともに、違反の有無の調査を進め、違反の場合は直ちに改修等の是正を行うと報告を受けています。
- 国土交通省は、不適合品を出荷した 5 事業者に対し、不適合品が出荷された物件の所有者等への早急かつ丁寧な説明、特定行政庁への報告、法違反があった場合の是正措置の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示しました。

※1：多様な建築材料や構造方法等の導入を可能とするため、建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度

1. 調査結果概要

- 大臣認定に定められた仕様（以下「大臣認定仕様」という。）に適合しない製品等の発見、製造・出荷の防止等を図るため、平成 20 年度から実施しているサンプル調査において、このたび、大臣認定を取得し製造・出荷している構造方法・建築材料^{※2}から 206 件を抽出し、仕様等を調査したところ、以下のとおり、5 件（5 事業者）で大臣認定不適合が判明しました。

※2：防耐火構造の壁等、防火ドア、防火サッシ、免震材料、コンクリート、木質、鉄鋼系材料 等

| No. | 認定番号 | 種類 | 事業者 | 不適合の概要（※詳細は参考資料参照） |
|-----|---------|--------------------|----------|--------------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | RM-9340 | 難燃材料 ^{※5} | (有)アダチ技研 | 合板に薬剤が十分に含浸していない |

※3 屋内延焼を防止するため防火区画の部分に設けられる、一定の遮炎性能のある防火戸、防火シャッター等

※4 外壁の延焼のおそれのある部分等に設ける一定の遮炎性能のある防火戸、防火窓等

※5 建築物内部の火災拡大や煙の発生を抑制する一定の燃えにくさ等をもつ材料（一部の特殊建築物等の内装材等に使用）

- 不適合品について指定性能評価機関における性能試験を実施したところ、上表 No. 1 については、実際に出荷した製品が法の要求性能を満たすことを確認しました。上表 No. 2～5 については、法の要求性能を満たしていない、または満たしていないおそれのある製品が出荷されました。
- 不適合品が法の規制対象箇所に使用された場合には法違反となるため、5事業者は、これらの不適合品の出荷先を特定して（上表 No. 1～4 は出荷先を特定済。）所有者等へ説明し、違反の有無の調査を進めるとともに、違反の場合は直ちに改修等の是正を行うとしています。また、5事業者は、不適合のあった同製品について出荷を停止しています。

なお、上表 No. 5 の難燃材料は出荷先等を調査中ですが、いわゆるベニヤ合板（同製品の外観は参考資料参照。）であり、規制対象箇所に仕上げ材として使用される可能性は低いと考えられます。

2. 国土交通省における対応

- 各事業者に対し、所有者等への早急かつ丁寧な説明、特定行政庁への報告、特定行政庁により違反が確定された場合の是正措置の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示しました。
- 引き続き、大臣認定を取得し製造・出荷実績のある構造方法・建築材料についてサンプル調査を実施し、大臣認定仕様に適合しない製品等の発見、製造・出荷の防止等に努めます。

3. 相談窓口

(1) 各事業者において、以下のとおり、相談窓口が設置されています。

| No. | 事業者 | 相談窓口 | 電話番号 | 所在地 |
|-----|----------|------|----------------------------|------------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | (有)アダチ技研 | 営業部 | 048-987-0181 ^{※8} | 埼玉県越谷市南越谷 5-24-3 |

※6 受付時間は、No. 1, 3 では、9:00～12:00、13:00～17:00（土、日、祝休日及び年末年始を除く。）

※7 受付時間は、No. 2, 4 では、9:00～17:00（土、日、祝休日及び年末年始を除く。）

※8 受付時間は、No. 5 では、14:00～17:00（土、日、祝休日及び年末年始を除く。）

(2) 住宅に関する相談については、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（愛称：住まいるダイヤル）に次の消費者相談窓口を設置しています。

電話番号：0570-016-100（PHS や一部の IP 電話の場合は、03-3556-5147）

受付時間：10:00～17:00（土、日、祝休日及び年末年始を除く。）

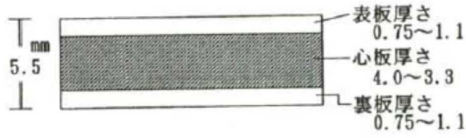
(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 岡野（内線 39-547）
防火認定係 北川（内線 39-533）

| No. | 認定番号 | 認定年月日 | 構造方法等の種類 | 構造方法等の名称 | 事業者名 | 不適合の内容 | 出荷実績 |
|-----|---------|----------------|----------|----------|--------------|------------------------------------|--------------|
| 5 | RM-9340 | 平成14年 3月15日 | 難燃材料※ | 難燃処理合板 | (有)アダチ 技研 | 製品のかさ比重等が仕様より小さく、所定の薬剤処理がなされていなかった | 調査中 (店舗等) |

※建築物内部の火災拡大や煙の発生を抑制する一定の燃えにくさ等をもつ材料(一部の特殊建築物等の内装材等に使用)

■難燃処理合板 (RM-9340)



断面図



外観写真

| | 大臣認定の仕様 | 実際の製品仕様 |
|----------|--------------------------|----------------------|
| かさ比重(質量) | 3.5~4.2kg/m ² | 3.2kg/m ² |
| 薬剤含浸量 | 320g/m ² 以上 | 115g/m ² |

- ・事業者は、判明した出荷先の所有者等に順次連絡し、調査しているところ。
- ・実際に出荷した製品が法の要求性能を満たさないおそれがあるが、当製品は法の規制対象箇所に内装仕上げ材として使用される可能性は低いと考えられる。
- ・法規制対象箇所に内装仕上げ材として使用されていた場合は法違反であり、改修等による是正を行う。